○ アクセス

<u>↓ サイトマップ</u>

(つ) 相談窓口(さ) キッスルーム

本文へ

**ENGLISH** 

文字の大きさ 標準 拡大 色変更・音声読み上げ・ ルビ振り





らせ

法務

政策・

申請・手 続・相談 窓口

<u>トップページ > 法務省の概要 > 組織案内 > 特別の機関 > 犯罪被害者の方々へ</u>

# 犯罪被害者の方々へ

### はじめに

犯罪の被害に遭われた方やご遺族等の方々は、その被害について、刑事手 続がどのように行われるのか、被害者やご遺族等の方々には何ができるのか、 どのような支援を受けられるのかなど、様々な不安をお持ちになられていること と思います。

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、全ての事件は検察官に送致さ れます。そして、検察官は、犯人や参考人の事情聴取など必要な捜査を行い、 集めた証拠を検討した上で、起訴するか不起訴にするかを決定します。また、事 件を裁判所に起訴したときは、裁判に立ち会って、証人尋問をしたり、論告・求 刑を行ったりして、適正な刑罰が科されるように努めています。



『被害者ホットライン』

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人 として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真 相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が 少なくありません。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするな ど、被害者の方の保護と支援に努力しています。



『相談の様子』

このパンフレットでは、犯罪による被害者やご遺族等の方々に対し て検察庁で行っている保護や支援の制度について、捜査や裁判など の各段階に応じて記載しています。

折にふれてこのパンフレットをご覧の上、各種支援制度などを利用 していただくことにより、少しでも被害者やご遺族等の方々のお役に 立てれば幸いです。

なお、このパンフレットをお読みになって分からない点などがある場 合は、被害者ホットライン連絡先にご連絡いただいて、検察庁の被害

者支援員や職員にお尋ねください。

また, 捜査や裁判などについてのご要望やご質問のある方は, 担当検察官又は最寄りの検察庁にご相談ください。

### 目次

- 1. 検察庁と刑事手続の流れ
- (1) 検察庁と検察官
- (2) 捜査
- (3) 事件処理
- (4) 裁判
- (5) 裁判の執行
- 2. 被害者支援のための一般的制度
- (1)被害者支援員制度
- (2) 被害者ホットライン
- (3) 被害者等通知制度
- 3. 捜査段階での被害者支援
- (1)被害届の提出、告訴、告発
- (2) 捜査
- (3) 事件の処分(起訴と不起訴)
- (4) 不起訴記録の閲覧
- 4. 公判段階での被害者支援
- (1) 犯罪被害者等に関する情報の保護
- (2) 証人尋問
- (3) 傍聴
- (4) 被害者参加制度
- (5) 心情等の意見陳述制度
- (6) 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付
- (7)公判記録の閲覧・コピー
- (8) 刑事和解
- (9) 損害賠償命令制度
- 5. 少年審判に関連する被害者支援
- (1) 少年事件の記録の閲覧・コピー
- (2) 被害者等の意見聴取制度
- (3) 被害者等による少年審判の傍聴
- (4) 被害者等に対する審判状況の説明
- (5) 審判結果等通知制度
- (6) 被害者等通知制度(少年審判後の通知)



犯罪被害者の方々へ

#### 6. 心神喪失者等医療観察法の審判に関連する被害者支援

- 7. 裁判後の段階での被害者支援
- (1) 犯人の受刑中の刑務所における処遇状況や出所情報等の通知
- (2) 証拠品の返還
- (3) 証拠品の廃棄処分への立会い
- (4) 確定記録の閲覧
- (5) 仮釈放・仮退院審理における意見等聴取制度
- (6) 保護観察中における心情等伝達制度

#### 8. その他の被害者支援

- (1) 被害回復給付金支給制度
- (2) 犯罪被害給付制度
- (3) 民事訴訟
- (4) 公営住宅への優先入居
- (5) 人身取引の被害者の保護
- (6) 関係機関・団体等における被害者支援

被害者ホットライン連絡先 被害者等通知制度実施要領

## 犯罪被害者等の方々のための「死刑の執行に関する通知制度」について

もしも・・・あなたが犯罪被害に遭遇したら(DVD)



もしも・・・あなたが犯罪被害に遭遇したら(DVD) ては、ご自身でご確認ください。

検察庁における犯罪被害者保護・支援について、捜査段階や公判段階などの場面に応じた保護・支援内容を分かりやすいナレーション解説で説明するDVDです。 DVDはこちらからご覧いただけます(約20分)。 ここで案内しているウェブサイトは、法務省の監修の下、グーグル株式会社が運営する動画配信サイトYouTubeのサービスを利用しています。 このウェブサイトのアドレスについては、2015年6月1日時点のものです。ウェブサイトのアドレスについては廃止や変更されることがあります。最新のアドレスについ

<u>※ パンフレットのPDFデータをダウンロードされる方はこちらをクリックしてください。</u>[PDF: 22968KB]

#### 刑事局フロントページへ





PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。 リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。



### ★務省公式Twitter

#### You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ

大臣会見等

プレスリリース

一筆書きキャラ バン

法務省ソーシャ ルメディア公式 アカウント

政府調達情報

主な法務省主催イベント

その他のお知らせ

法務省の概要

大臣・副大臣・ 政務官

法務省幹部一覧

組織案内

所管法令

国会提出法案など

法務省の沿革

試験・資格・ 採用

司法試験

資格試験

採用試験

その他の採用情報

政策・審議会 等

省議・審議会等

司法制度改革の

推進

国民の基本的な権利の実現

刑事政策

出入国在留管理

国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理

埕

第14回国際連 合犯罪防止刑事 司法会議(京都 コングレス)

政策評価等

パブリックコメ ント

新型コロナウイルス感染症関連 情報

その他の政策・施策

申請・手続・相談窓口

情報公開・公文 書管理

個人情報保護

行政手続の案内

法令適用事前確

オンライン申請

相談窓口

認手続

白書・統計・ 資料

白書・統計

予算・決算

パンフレット・ リーフレット・ ポスター

法務省だよりあ かれんが

法務図書館蔵書 検索

法令外国語訳データベース

キッズルーム

法務資料

赤れんが棟・法 務史料展示室

法務省パンフレット

点点

プライバシーポ リシー

ご利用にあ たって 政府関連 リンク ご意見・ ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1(法務省ア Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

2021/8/30 法務省: 犯罪被害者の方々へ

クセス)

電話:03-3580-4111(代表)

法人番号1000012030001

